

令和2年度文化審議会文化財分科会企画調査会（第5回）

令和2年12月24日

【小島会長】 皆様、大変お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただいまより、令和2年度文化審議会文化財分科会企画調査会（第5回）を開催いたします。

皆様、御出席いただき、ありがとうございます。本日は、御欠席の連絡もなく、全員参加で迎えることができました。委員の皆様、大変お忙しい中、ありがとうございました。

なお、この後、資料の説明等ございますが、事務局からの資料の送付が直前だったものですから、十分に検討をしていただけなかったのではないかと思います。そのことも含めて、事務局のほうからは説明を少し補っていただこうと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

【二見文化資源活用課補佐】 それでは、御説明させていただきます。

本日の配付資料ですけれども、まず資料1として第4回の主な意見について、資料2が第3回食文化ワーキングの概要、資料3が企画調査会報告書案です。参考資料といたしまして、参考資料1が審議のまとめの意見募集について、参考資料2が前回の企画調査会報告書案の意見募集時の資料からの見え消し版、参考資料3が企画調査報告書の概要という1枚の紙になっています。参考資料4が企画調査会報告書の参考資料ということで、データ集のような形にしております。また、前回と同様に、これまでの資料をつづったファイルを机上に置いてあります。このほか、机上配付資料といたしまして、今月の上・中旬にかけて行いました意見募集における主な意見、それから寄せられた意見の全体像を配付しております。さらに、企画調査会の今後の進め方という資料も置いております。

資料の不足等あれば、今の時点でお伺いいたしますが、大丈夫でしょうか。では、ないようなので、進めます。

前回と同様、新型コロナ感染防止のために、プレスを含む傍聴者はオンラインでの参加となっております。また、岩崎委員、甲斐委員、都竹委員もオンラインで参加いただいております。よろしくお願いします。

音声の発信の都合上、タイムラグが生じることがございます。御不便をおかけいたしますが、何とぞ御了承をお願いいたします。

前回同様の注意事項ですけれども、東京会場にいらっしゃる方は、御発言される際はお手元のマイクの青いボタンを押して発言していただいて、終わりましたら、もう一度、青いボタンを押してください。

以上でございます。

【小島会長】      ありがとうございました。

資料の確認等が終わりましたので、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事は、(1) 第4回の主な意見について、(2) 企画調査会報告書（案）について、(3) その他、とありますが、その他については特に具体的な内容は準備されておりません。

続きまして、早速ですが、議事（1）について、事務局より御説明をお願いいたします。

【鍋島課長】      先生方、本日も大変お忙しい中、集まりいただきまして、本当にありがとうございます。座って説明させていただきたいと思います。

資料1と資料2を御覧いただければと思います。配付資料の資料1、第4回、前回12月2日の主な意見であります。

構成別に入れておりますけれども、無形文化財・無形の民俗文化財の登録制度について。書道や日本酒については、ユネスコ登録を目指す動きなんかもあったりするので、これらの保存・活用がより一層、図られるのではないかと、変化をしっかりと記録していく必要があるというような話。自治体では、国登録を目指す動きもあり、逆に地方登録がセーフティーネットということで期待できるのではないかと。

それから、生活文化等について、多様な文化財のところですね。活用の視点を考えるということ、まとまっていくことなんかも場合によっては考えられるのではないかと。逆に、まとまっていくことをあまり求め過ぎてはいけないのではないかと。漫画や映画、今回ちょっと出てきていますけれども、どう考えるかということなんかに少し慎重な議論が必要ではないかと。一定の学術的蓄積なんかはあるのではないかと。郷土食というのは全国に数多くあるので、その記録作成等の調査研究のやり方を工夫していったらいいのではないかと。全国一律というよりは、既にある生活改善グループの各地の皆様の取組なんかをうまく活用していったらいいのではないかと。現代アートとの関係ですけれども、海外に出ていくことももちろんあるわけですが、国際的な評価を踏まえることが非常に必要なのではないかと。その際に、全国の美術館の専門家の御知見を活用したらどうか。逆に、若い作家の方々の輩出を促す観点から、登録文化財の道を開くことに意義があるのではないかと。裏面になりますけれども、保存・活用計画もセットで考えたらいいのではないかと。

地方公共団体の登録制度の関係ですけれども、国として守るべきものだったり、自治体でやれるものの考え方があるのではないかな。地方交付税等の何らかの支援を期待したい。行政だけではなくて、様々な方との連携の中で、域内の大学との連携だったり、そういうノウハウを生かしていくことが必要ではないかな。逆に、飛騨市では、域外の専門知識のある方に来ていただいて取り組んでいる事例もある。全国の方々との連携が大事ではないかな。自治体で人材の体制の充実というお話も出てきてはいるんですけれども、兵庫県さんでは、建造物の分野でヘリテージマネジャーとか、そういった取組なんかもあるので、取組が広がっているという話もありました。

時間はあまりなかったんですけれども、先生方に一度、御確認いただいているものでもあるかと思いますので、特段、何かあれば、またおっしゃっていただければと思います。

それから、資料2のほうです。こちらは、前から少し御紹介しているんですが、文化庁の文化審議会の文化政策部会の下にあるんですが、食文化のほうを御議論いただいている委員会が別途ございます。竹内委員、松田委員は両方に属していただく形で、連携も図らせていただいているわけなんですけれども、ちょうど12月3日、私どもの前回会議、12月2日の第4回企画調査会の翌日、食文化ワーキングがございましたので、第4回会議ではこんな御議論があったとか、今、こういうことを審議のまとめのたたき台としてちょっと考えているとか、こういうような審議経過を経ていますということを御紹介いたしました。こちらの委員会では、文化財の関係だけではなくて、食文化そのものの振興方策、もっと大きな話を御議論いただいているわけですが、御意見もいただきましたので、簡単に御紹介したいと思います。

食文化の関係の話にはなりますけれども、線がありますように、食材づくり、食器、しつらえ等々、広範な要素を総合的に取り組めるのではないかな。全国的な広がりのあるものと、地域的な特色のあるものと分かるようにしたらどうか。価値づけとかいうことではなくて、継承に向けて努力することが必要ではないかな。うまくボトムアップで進めていくようなことができないかな。法律上の重要文化財の指定ということなんかも、将来的に考えていくことができるのではないかな。まずは登録のほうから始めていけるといいかなとか、料理のプロの方の世界のものと民俗文化、両方考えられるものがあるのではないかな。

これ以外にもいただいたんですが、様々、参考となる御意見もいただいておりますので、これらも踏まえて今日の資料も作成をしているところでございます。

以上です。

【小島会長】      ありがとうございました。

音声がちょっと割れますけれども、機器の調整、大丈夫でしょうか。いいですか。

資料1については、前回の取りまとめの内容を各委員の先生方に事前に確認していただいております。今日、第3回食文化ワーキンググループの概要の説明も加えていただきました。

議題1、第4回の主な意見について、委員の皆様の方で補足等、何かございますか。確認をしていただいたということであれば、議事（2）のほうに移りたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、議事（2）に移ります。

まず、企画調査会報告書（案）の審議の進め方について、御提案いたします。

これまで4回にわたる会議で審議を進めてまいりましたが、前回の第4回会議の審議のまとめ（たたき台）を御審議いただき、その際に皆様にいただいた御意見や、その後の意見募集での御意見を踏まえたものを、本日、企画調査会報告書（案）として御提示しております。この内容について、これから御審議いただき、前回までと同じような方法になるんですが、項目別に個別の審議を進めていきたいと思います。

資料3、企画調査会報告書（案）の裏面ですが、そこに目次がございます。まず、1. 文化財を取り巻く現状と課題、2. 各課題に関する対応方針として、（1）無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について、（2）多様な文化財の保存・活用について、（3）地方公共団体における登録制度について、最後に3. 今後に向けてと、前回までと同じような方法で、4つに分けて議論を進めていきたいと思います。

私たちに与えられている時間は2時間しかございませんので、それぞれの項目について、御説明と質疑や議論を含めて20分ずつと時間を設定いたしまして、3時50分までに4つの項目についての御審議をお願いしたいと思います。こういう形で進行させていただきたいと思います。

まず、1. と2. の（1）について、前回会議の意見を反映した意見募集版の資料からの変更点を中心に、事務局から5分程度で簡単に説明していただき、当該部分に関してのみ討議を行います。それ以降も、こういう形で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

審議の進め方について、私のほうからこういう形で御提案をしたいんですが、よろしいでしょうか。限られた時間ですので、どうぞ御協力、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、1. 文化財を取り巻く現状と課題、2. （1）無形文化財及び無形の民俗文化

化財の登録制度について、事務局より簡潔に御説明をお願いいたします。

【鍋島課長】 それでは、よろしくお願いいたします。

最初の資料説明とちょっと重なるところもあるかもしれないんですが、まず参考資料1をちょっと御覧いただければと思います。こちらは、前回、12月2日、4回目の会議でいただいた御意見を踏まえまして、意見募集を行わせていただきました。7日から16日まで、少し時間は短かったんですが、やらせていただきました。12月2日の資料、審議のまとめ（たき台）から、少し御意見を踏まえたものが参考資料1になっています。

それを踏まえまして、ちょっと今日はまだ整理中ということもありまして、一般公開できているものではないんですが、実際にいただいた御意見を現状のものとして整理させていただいたものが、先生方のほうに机上資料としてあります。意見募集で寄せられた御意見、主な意見として少しピックアップしたものと、それから実際にいただいた御意見がございます。五、六十件ぐらいの感じになってきているんですが、こういったものを真摯に読ませていただきまして、先生方とも御相談しながら、今日は企画調査会の報告書案という形で御提案させていただきたいと思ひまして、つくってみましたものが資料3でございます。

ただ、資料3ですと、これは全部反映したというか、きれいにしたものになりますので、よろしければ、会長からもお話しいただきました参考資料2が、今、申しました12月7日の意見募集版からの変更部分を赤字にしておりますので、こちらのほうでお話を進めていきたいと思ひます。

本来であれば、少し前にこの資料を先生方のお手元にお送りさせていただきまして、十分御覧いただいた上で、今日の審議が迎えられるべきではあったんですが、昨日の大分遅くにお送りする形になってしまいまして、まずもって、そこについては大変申し訳なかったと思ひます。ですので、今、これを読みながらお聞きいただければと思ひます。

まず、めくっていただいて3ページ目です。1.文化財を取り巻く現状と課題です。目次については、全部赤になっていますけれども、再整理した程度になりますので、中を御覧いただければと思ひます。

前回の会議でもちょっとお話ありましたように、今回、文化財を保存・活用していくことが求められているわけですが、保存・活用という言葉がかなり多くなっていることもありまして、言い換えられるところは、例えば「継承」とか、少し変えているところなんかもございます。

それから、15行目ぐらいから少し赤くなっていますが、この辺は次のページに少し書いた内容の順番を少し整理させていただいたり、背景として、担い手の方々が非常に厳しくなっているところから、最近のコロナの関係に流れを再整理しておりますので、そういった変更になります。

また、注記で、前回も文化財ということについて、広い概念、狭義の概念があるということも申し上げたんですが、それ以外にも注記の3としまして、これは生活文化、具体的には後ほど出てまいりますけれども、華道、茶道、書道、そして食文化などをはじめとしたものという形で御議論いただいています。こういったものについても、どのようなものが考えられるのかということを少し整理して、注記のほうに書かせていただきました。道の文化といったことなんかも、ここにあるのではないかと思います。

4ページですけれども、順番を変えさせていただいたところが来るんですが、真ん中辺からの(2)課題のところ、今の道文化等の生活文化、少し意見募集等でいただいた御意見なんかも踏まえて丁寧な表記しています。

それから、「指定制度により……」という20行目の辺りですけれども、わざの指定と併せてそのわざを体現する保持者、または保持団体を、保持者等と言っていますけれども、認定するというのが指定制度のやり方になっていますので、具体的なわざ、そして具体的な型、ないしは団体ということを少し丁寧に書かせていただきました。そういった指定制度を補完する新たな方策、これが今回、御議論いただいているような登録制度をつくってみたいかどうかということですが、そういったことを少し書いてみました。それに関する、これまで出ているような提言が、4、5辺りの注記になります。

2.各課題に対する対応方針のところですが、5ページになります。先日、ユネスコの登録が行われましたので、21件から22件に1件、増やさせていただいたりとか、時点修正も全体的にかけさせていただいています。

20行目の辺りですが、担い手の方々が減少してきているような話とか、少し書きぶりを変更、いただいた御意見を踏まえて変えさせていただいています。

それから、18行目ぐらいにあるんですが、1回目の会議で、これまでなかなかできていない、うまくできなくなっている公演なんか4,300件ぐらいあるということだったんですが、これも時点修正しているものがございます。

6ページ目のほうになりますけれども、5行目から4行ぐらい足しているものにつきましては、現行でも指定制度という非常に大事なものがあるわけですが、そういった指定制度

だけではなかなか、より広く保存・活用の対応をしていくことが少し難しいということを、御意見の中でもいただいていますけれども、こちらの表記でもちょっと入れさせていただきました。

具体的な方策のほうですけれども、少し赤くなっております15行目辺りです。無形の登録制度、ないしは無形民俗の登録制度を新たに創設することが適当であるという御意見も少しいただいているところではあるんですが、具体的な中身がなかないという御意見もいただいていたので、まず無形につきましては、指定制度と同様にわざを認定するとともに、その保持者等の認定をするということが、具体的な検討は並行してこれからにはなりますけれども、必要なのではないかと。無形民俗については、地域の保存会とか、自治体の方々との連携を図る仕組みが考えられるとか、具体の設計の中で届出とかの仕組みとか、または保存、公開に関する関与でありましたり、助言、勧告よりも緩やかなものが考えられるとか、そういうことをちょっと入れさせていただいています。

今後、的確な登録基準を定めて柔軟に運用していくことが必要でもありますし、「この点については……」とその後にありますけれども、今後、文化財分科会でありましたり、無形ないしは無形民俗の専門調査会がそれぞれありますので、こういったところでより専門的に、具体的に、速やかに御議論をいただけるように、この企画調査会が終わりましたら、またお願いをしていきたいということでございます。

7ページですけれども、緑になっているところは場所を変えさせていただいたところになります。

7ページの16行目ぐらいからですけれども、コロナのいろいろな状況なんかもありますので、今回、御提言をうまくいただいた場合には、できるだけ速やかに具体化をしていく必要があるのではないかと、下から出てくるような記録選択等々の整理を3行ほど示しております。記録選択の関係については、7ページの下のほうですけれども、大きな成果を上げているということなんかも、これまでの意見も踏まえまして、改めてつけさせていただいています。

8ページですけれども、地方の指定制度等との関係です。ここの書きぶりは、14行目辺りとか、20行目辺りとか、「将来的な国指定を視野に」という言葉があったんですが、これはちょっと適切な表現ではありませんでしたので、この辺りはちょっと変えさせていただいています。

それから、すみ分けの話を30行目辺りで入れさせていただいています。

9ページの頭になりますが、既存の登録制度の更なる活用ということです。今回、登録の話についてお話をいただいているわけですが、有形のほう等々で既に出てきている建造物等々の美術工芸品の登録制度についても、より活用していったらいいのではないかという御提言の辺りですが、そのところの表現も少し、具体的な登録基準に合わせた、かつ文化的意義、学術的価値、歴史上の意義を有する者、これは有形文化財の辺りですが、入れさせていただいたり、記念物の辺りを新たに追記させていただきました。

一旦、以上でございます。

【小島会長】      ありがとうございました。

パブリックコメントの内容等も加味していただき、委員の先生方に議論をさらに深めていただけるように整理していただきました。1.と2.(1)を同時に進めていくことになりましたけれども、まず、前提となる文化財を取り巻く現状と課題について、この記載内容、記述内容について、委員の皆様のほうから御意見や御質問等ございますでしょうか。お願いいたします。

【齊藤委員】      齊藤です。基本的に、中にうまくまとめてくださっていると思いました。ありがとうございます。

1つだけが気になったのは、3ページの一番下の注記にある「道の文化」という言葉です。これは、各先生方に逆にお伺いしたいんですが、茶道、華道など〇〇道とつくものを総称しようとしているように見えるんですが、これ、ルビで「どう」とでも振ればともかく、道の文化というと、いわゆる道路に関わる文化と取られたり、さらに言えば、それをどうするかは今後の課題かと思いますが、柔道とか、ほかにも〇〇道と呼ばれるものがたくさんありますので、逆に例示として示してくださっている書道、茶道などとか、具体例を出されるほうが穏当かと思いますが、いかがでしょうか。これは絶対ということではなくて、皆様方の御意見があればということです。ありがとうございます。

【小島会長】      事務局、いかがでしょうか。

【鍋島課長】      ありがとうございました。確かに、何も書かずに道の文化となると、齊藤先生、御懸念の点なんかもあると思いますので、道の文化の前にもう少し例示を出すとかいうことが一つ考えられますし、もし、ほかの先生方のほうでこういうようにしたらもっといいということであれば御提案いただければと思います。

【小島会長】      そうしますと、今の御指摘は、事務局のほうでさらに検討を加えるということよろしいですか。

【鍋島課長】 はい。

【小島会長】 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。1. のほうで御意見、御質問ないようでしたら、2. 各課題に対する対応方針、(1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について、御質問、御意見をいただきたいと思います。具体的な方策についても、ア.イ.ウ.と分けて具体的な記述も加えていただいておりますので、これまでの議論で、記録選択との調整ですとか、基準づくりについて、この調査会で基準をつくるわけではないんですけれども、そういった道筋を整理するという意味では、事務局のほうで非常に努力をさせていただいて、こういう形で整理をさせていただいております。

関連で申し訳ないですが、齊藤委員、御意見ございますか。

【齊藤委員】 ありがとうございます。

実は、うまくまとめてくださっているというのは、こちらも含めての意見でした。

特に追加、修正ということではなく、あえて言えば、従来から課題になっていた記録選択との関係の整理についても、新たな制度として登録制度をと具体的に追記してくださっていることで、両方のそれぞれが持っている意味、あるいは意義を踏まえて、今後も運用していただけるのかなと思いました。せっかくある制度ですから、指定、選択、登録というのは重なるように見えますけれども、それぞれの性格がきちんと位置づけられれば、より有効な、多様な保護施策を検討しようというこの会の趣旨にも合うかなと思いました。ありがとうございます。

【小島会長】 ありがとうございます。

ほかに、御意見や御質問等ございますでしょうか。お願いいたします。

【島谷代理】 細かな表現ですが、6ページ目の6行目のところ「指定のための専門的審議に必要な学術的調査の蓄積が十分要る」、これは「いる」と読ませるわけですか。

【鍋島課長】 すみません、ちょっと聞き漏らしてしまいました。もう一回、お願いします。

【島谷代理】 6行目のところ「専門的審議に必要な学術的調査の蓄積が十分要る」は「いる」と読ませるんでしょうか。

【鍋島課長】 そうですね、十分必要なことというか、そういう趣旨でちょっと書いてみたんですが。

【島谷代理】 ここだけ文体がちょっとそぐわない感じがするので、「十分必要であるこ

とや」と書いたほうが、よりスムーズに流れるのではないかと思います。

【鍋島課長】 はい。よろしければ、「蓄積が十分要ることや」というところは「蓄積が必要であることや」に変えてみたいと思います。

【島谷代理】 それから、書いていただいてよかったと思うのは、同じページの28、29行目のところです。「以下に述べる指摘も踏まえながら、文化財分科会や、専門調査会において、速やかに具体的かつ専門的な議論が行われることが期待される」、これは非常に大切なことで、今までも文化財分科会や専門調査会で、話題には出ていても、審議するということまでには行っていないことが多いんです。それぞれの会が審議するということになっていけば、この企画調査会のコメントとしては非常に重要です。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。

6ページの6行目については、語句の修正をするということによろしいですか。「要る」を「必要である」と変えるということ。もう解決できることは、一つ一つこの場で進めていきたいと思いますので、島谷代理のほうから御指摘のあった6行目「十分要る」というところは、表現を変えるということで進めてよろしいですか。

【鍋島課長】 はい。先ほどの修文は、これで考えたいと思います。

【小島会長】 ありがとうございます。

あと、島谷代理から御指摘のあったもう一つの点ですが、この企画調査会はある道筋を提示する、その具体的な検討については専門調査会等に委ねるということですので、それをこういう形で明記しておくということは、私たちの役割や責任を確認する、明記するという意味でも有意義なことだろうと私も思います。

ほかに、いかがでしょうか。岩崎先生、何か御意見、御質問ありますか。

【岩崎委員】 今のところないです。

【小島会長】 はい、ありがとうございます。

【鍋島課長】 よろしいですか。

【小島会長】 はい、お願いします。

【鍋島課長】 先ほど、齊藤先生からお話しいただいた道の文化のところですが、後ほども構わないんですけれども、ちょっと整理して、またお話ししたいと思いますが、例えば3ページ目の注記3の3行目、赤くなっているところです。「一方、文化芸術基本法が例示する茶道、華道、書道などのいわゆる『道の文化』とする。道の文化というところを御

指摘いただきましたので、まず「茶道、華道、書道などの」とここに入れてみて、その上で、次のページ、見え消し版でいうと4ページになりますけれども、16行目です。(2) 課題のところ、「以上の現状認識を踏まえ、企画調査会においては、茶道、華道、書道などの『道の文化』」と入れると、ちょっと分かりやすくなるかもしれないと思いますので、御提案させていただきます。

【小島会長】 齊藤委員、いかがでしょうか。

【齊藤委員】 早速の御提案、ありがとうございます。

そのほうが明確かと思いますが、この先生方も御異論なければ、いかがでしょうか。私が言うわけではないです。私は納得いたしました。そのほうが具体的かと思いますが、ありがとうございます。

【小島会長】 ありがとうございます。

今日は、こういう流れで議事を進めていくことになりますので、確認できることは、この場で一つずつ修正等、確認していきたいと思います。

続きまして、もう時間になってしまいましたので、2. (2) について、事務局、御説明をお願いいたします。

【鍋島課長】 それでは、見え消し版の参考資料2ですと、9ページの真ん中より下の辺り、(2) 多様な文化財の保存・活用について、ここが生活文化、食文化等の話になりますので、お話ししたいと思います。

マル1の必要性のところですが、生活文化の重要性ということがまず出てきております。直させていただいたところは、26行目「我が国の美術品」と書いてあるところは「美術作品」、これはちょっと後ほど申し上げたいと思います。将来に向けた継承のための取組を実施していくことが必要である。

具体的には、この総論的なものの後に、ア.として生活文化等、9ページから10ページに流れていきますけれども、茶道の辺りだったり、華道、書道をはじめ学術的な蓄積があるとか、長い歴史性があるとか、しつらえが必要ということが出てまいります。

13行目辺りからですけれども、「文化財保護法はこれまで、滅失・散逸のおそれの生じた文化財」、ちょっと「文物」というのは分かりにくかったですので、これまで御意見も申し上げますので、直させていただきました。「歴史上・芸術上」というのもちょっと分かりにくかった部分がありますので、「文化財としての」という形に変えさせていただいていきます。

また、「わざ、道具」の辺りとか、その後の「既に重要無形文化財として保護が図られてきた芸能等のわざとも異なるため」というところも、少しくどいというか分かりにくい表現でしたので、ちょっと変えさせていただいています。

演芸のところですが、24行目ぐらいからです。これは、三笑亭夢太郎師匠に先日のヒアリングでもお話いただいた辺りのところをまとめているんですが、「西洋」はなくてもいいので取っているとか、ここのところが各種芸能の基本の一つになっているというお話もあったんですけども、もう少し全体の流れにうまく合うようにという御意見もいただきましたので、「これらについても、更に議論を重ね、適切な位置付けや継承の在り方について検討していくことが求められている。」という形で少し整理をしております。

イ.のところですが、今まで「現代アート作品」という形で整理していたんですが、ちょっと今さらながらで恐縮ですが、それほど変わるわけではないですけども、用語を「現代美術作品」という形で御提案させていただきたいと思います。

ちなみに、このページの下の方に、お茶の話の少し具体化して注に入れさせていただいています。

10ページの下から、現代美術作品の辺りの話が出てくるんですけども、修正させていただきたい文章としましては、ちょっと読んでみますと「現代アートとも称される作品を含む第2次世界大戦後の美術作品（以下「現代美術作品」という。）に関して、特に、原則として制作後50年を経過していない作品については、これまで文化財保護法に基づく保存・活用の対象とはされてこなかったが、これらの現代美術作品の中には、近年、国際的な評価が高まり、海外のコレクター等に高く評価され海外に流出していつてしまうものもある。そうした作品については、再び国内に取り戻し、適切に保護を図ることは極めて困難である。それらの作品の中には、貴重な国民的な財産と言えるものもあり、我が国の多様な文化を守り発信していくために……積極的に文化財として保存・活用を図ることが期待されている。」等々、この辺、全体的に少し修正をかけさせていただきました。

意見募集の中でも、現代アートというのはいろいろな用語を指すのではないかと、もう少し分かりやすく定義してほしいとか、委員の先生方からも同様の御意見をいただいたりしております。ちょっと整理しますと、これは現在、議論している無形文化財、無形民俗文化財とは違って、有形文化財の美術工芸品の分野にはなるんですけども、有形文化財の美術工芸品の登録というのは既にあるわけですが、ここにありますように、原則として制作後50年を経過していない作品が対象になってきて、9ページのほうにもありますよ

うに、「歴史的若しくは系統的にまとまって伝存したもの又は系統的若しくは網羅的に収集されたもので、かつ、文化史的意義・学術的価値・歴史上の意義のいずれかを有するもの」という定義があります。

今回、御議論いただいている中で改めて申しますと、まず現代の美術作品というのは、50年というのは登録の基準だけになりますので、今、議論していれば2020年ですから1970年までのものになりますし、5年後になりますと、またそれが5年間ずれてしまいますから、起点がちょっとずれてくる部分もありますので、まず、大きく第2次世界大戦、1945年頃から後の美術作品と言った上で、その中で、特に1945年から、今までいったら1970年辺りまでも入るんだけど、原則として制作後50年を経過しない1970年代から2020年までの間ということをやっと言いたかった部分であります。そういう形で、現代美術作品、今回、議論いただきたいところの内容を少し書いてみました。そのところの定義というか、書きぶりをちょっと変えさせていただいたところです。

それから、11ページの下の方のマル2、具体的な方策、ア.生活文化というところです。この辺は、ちょっと用語を整理させていただいたり、書き初めとか、七夕の辺りとかでも少し御意見をいただきましたので、書きぶりを11ページから12ページにかけて変えさせていただきましたり、「調査の加速化を図るため」とか、少し用語の整理を12ページではしております。15行目辺りでも、「調査研究の蓄積や担い手等の合意形成等の整ったものから」という形で、ちょっと要望の整理をしております。

12ページの下の方、イ.現代美術作品というところです。まず、先ほどのような前提がありまして、「原則として制作後50年を経過していないものを登録の基準としているが、特に現代美術作品の中でも制作後50年を経過したものについては、当該基準を満たす前に、海外に流出したり、散逸したりするおそれもある。このため、これらの現代美術作品について、例えば、学術的な調査研究が進み、系統的又は網羅的に収集されたものについては、登録制度の対象とすることなど、文化財として適切に保存・活用を図る観点から有効な方策を文化財分科会等において検討していくべきである」。

これは文化財分科会等となっておりますけれども、先ほどの無形のほうは第四、第五専門調査会が無形、無形民俗の調査会としてあるわけですが、同じ文化財分科会の専門調査会で、第一専門調査会というのが美術工芸品を御議論いただいている専門調査会としてございますので、そういったところを中心に、委員のメンバーの方々から様々、今後の検討はあると思うんですが、御議論をさらに進めていただくということをちょっと考えてみま

した。

さらに、最後の「なお……」のところですが、「現代美術作品のうち、制作後50年を経過したものも多くはまだ文化財として保護されておらず、その特徴や範囲も含め総合的に保護の在り方を検討していくことが求められる」。これは、50年ということであると1970年、さらに言えば戦後ということで1940年、50年代からの話をちょっとしたわけです。意見募集の中でもいただいていますけれども、20世紀の美術品という言い方なんかもあるかもしれないんですが、広く言えば1900年以降、1950年ぐらいの戦後辺りということも考えられる部分もありますし、そもそも制作後50年を経過したものということで登録の対象にはなってくるわけではあるんですけども、まだ様々な事情で、指定文化財でありましたり、登録文化財としては検討課題になっているものがあります。そういったことも、さらに進める必要があるということ、ちょっと御意見を踏まえて入れさせていただいたものです。

以上です。

【小島会長】      ありがとうございました。

パブリックコメントでも、この多様な文化財の保存・活用についてはたくさんの御意見や御指摘がございました。それを受けて、必要性をこういう形で整理していただいて、生活文化、それと現代美術作品と用語を訂正するという提案も含めて、こういう形で整備をしていただきました。

委員の先生方のほうから、御意見や御質問をお願いいたします。お願いいたします。

【島谷代理】      ちょっと戻って大変恐縮ですが、先ほどの道の文化のところ、事務局から提案されたものについては本文でもう語られているんですよね。3ページですけども、「茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化を生活文化」と。そうしたら、あえて注にする必要はないと思います。だから、道の文化の説明をするならば、何で道の文化であるかということを明確にしたほうがいいので、例えば「芸術と道徳の観念が結びついた道の文化」とか、それで〇〇道というものができるわけですから、そういう表現を使ったほうがより一般の方に分かりやすいのではないかと思います。注を述べるまでもなく、本文中に書いてあることを、もう一回、注に書くというのは変な感じがいたしますので、できたらそういうように変えてもらいたい。

それで、今、私、「芸術」と言ったんですが、芸術という言葉は明治になって以降の言葉です。正しく言うのだったら「芸能」ですが、芸術とするか、芸能とするかは、事務局と

か、ほかの先生方で検討していただければと思います。

遡って申し訳ございませんが、ちょっと気になっていたものですから。

【鍋島課長】      ありがとうございました。ここは、今、いただいた御意見を踏まえて再整理したいと思います。

【島谷代理】      11ページ、現代美術作品のところの11行目に「積極的に文化財として保存・活用を図ることが期待されている。」と書いてあります。保存・活用が図られている、必要であるというのは何回も書いてあるので、このところでは、例えばですけれども、「積極的に文化財として価値を共有することが期待されている。」としたらどうかと思いました。文化財だけれども、一部の人にしか共有されていないような懸念があるということで、ここでは価値を共有するというほうがいいかなと。一つの案ですが。

それからもう一つ、12ページ、さっき第一専門調査会云々という話がありましたが、そのところで第一専門調査会の中に現代アートが分かる人を入れても若干違和感があるんですよ。古いものばかりやっているところに現代アートの人が1人、2人入ってもうまく議論ができないとするならば、突然のことで申し訳ないんですが、文化庁の中に芸術選奨という賞がありますが、ここで、現代美術作品を取り扱っているわけです。そこに現代美術の専門家が集まっているわけですから、それを活用するというのも視野に入れたほうがよりスマートではないかなと思ったので、発言させていただきました。

以上です。

【小島会長】      今の島谷委員の最後の御意見は、本文に関わる内容というよりも、具体的な作業の方法としての御提案ということですので、事務局のほうでさらに御検討を加えていただければ。それでよろしいでしょうか。

【島谷代理】      はい、結構です。

【小島会長】      お願いいたします。

滝委員、お願いいたします。

【滝代理】      滝でございます。食文化に関して一言意見を述べさせていただきます。

まず、これまでの私の意見を報告書に盛り込んでいただき、大変ありがとうございます。日本の各地には、実に様々な魅力的な食文化があります。登録制度が創設された場合には、こうした食文化の魅力を掘り起こして磨き上げることに寄与する制度になることを期待しています。食に関わる様々な分野には、料理人をはじめ魅力的な担い手がたくさんいます。今回、登録制度を創設するということであれば、彼らの技や取組が文化財として認めても

らえることを期待します。そうすれば、より一層、彼らは自分自身に誇りを持てるようになり、我が国の食文化の継承、そしてさらなる発展につながると思います。

私自身は産業界にいる関係で、来たるべきインバウンドのポテンシャルなど、産業に関して、既に日本の食文化というのは世界に認められているような気がします。とても心配していることは、職人といいますか、料理人といいますか、技術者が、若い人がそれを好んで、オリンピックの選手になるような形で手を上げるような形をつくることさえできれば、この日本食が、生活と食文化が守られていくんじゃないかと思っているものですから、今回、こういうことをやっていただけること、若い人が「よし」という感じで、オリンピックじゃないですけど、大変つらい鍛錬というか、練習といいますか、技術を習得するために頑張れるようになるような気がいたします。

そんなふうにして、大変うれしく思います。

【小島会長】      ありがとうございます。こういった後継者のことですか、継承に関しては、もしさらに事務局で文章化が少しできるようでしたら、さらに御検討いただければと思います。

【齊藤委員】      時間のないところ、申し訳ありません。島谷先生御指摘どおり、3ページ戻ってしまいますが、3の注記は、上にあるように、茶道、華道、本文に注記がちゃんとあるので、わざわざ注記をつけられた背景があるとは思うんですけれども、なくてもいいかなと私も改めて思いました。

あと、3の「例えば重要民俗文化財指定基準」というのは、有形か無形か、どちらかが抜けていますね。そういうところも見直していただければと思いました。

すみません、島谷先生、ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。「道の文化」について言い出したものですから、ちょっと。

【小島会長】      ありがとうございます。

【岩崎委員】      岩崎ですけれども、よろしいでしょうか。

【小島会長】      お願いします。

【岩崎委員】      今回の会議への準備として、いろいろ現代アートについて調べていたんですが、現代アートに関わる2つのサイトを見つけました。今回たたき台では現代美術品というふうに変わりましたが、1つは、NHKのテレビ番組で「クローズアップ現代」というものです。そのテーマは、現代アートが巨大マーケットに成長していることをめぐるものです。アメリカやヨーロッパを中心にしながら非常に高額なアートが取引をされてい

て、そして、中国もそれに参入すべく努力をしていると。ところが、そういう市場が日本にはないという内容でした。

そこには、保護の担当ではないと思うんですけども、文化庁の職員が出てきておられまして、ぜひ、日本にもマーケットをつくりたい、そういう推進をする必要があるということが発言されていました。そのURLについてはチャットで送りますので、事務局の方に確認していただければと思います。

もう1点、9月に公開された令和3年度の文部科学省税制改正要望事項というものを見つけました。そこでは、美術品市場活性化のために現代美術品の寄託に係る相続税の特例措置の拡充というのが上がっていました。現在、文化財保護法等に基づき、特定美術品に認められている相続税猶予の対象となる財について、現行の特定美術品に加えて一定の現代美術品を追加するとありました。この内容は、意見陳述に来られました画廊の方が相続税を猶予してほしいとおっしゃっていたことに合致する内容であります。

くしくも、今回、現代アート作品という言葉が現代美術品に置き換えられたということによって、この委員会でこれまで議論をしてきた内容というのは、税制改正、つまり、相続税を優遇するための条件整備、それをするための議論であったということが、この2つのサイトで分かったんですね。

最初、現代アートは生活文化の中に入れられて提示されましたけれども、その目的は、文化財保護でもないですし、生活文化でもない。市場活性化、つまり、市場に参入する人、所有者を優遇するための制度改革であり、そのための現代アートをめぐる議論であるということを知りました。

私は会議で質問もしました。それから、たたき台に対して意見も言いましたが、何が課題なのかが分からなかったんですね。しかし、その理由が、今の2つのサイトを見つけたことによって了解できました。

つまり、叩き台で流出という意味は、海外の市場で取引されることを意味し、日本にそうした市場をつくり、そこで取引できる環境をつくろうという議論であるということです。

パブコメでも、現代アートを文化財にしなければならない必然性がよく分からないという意見が数多く寄せられていましたけれども、そうした本質を明らかにしないまま議論を進めようとする事務局の姿勢は、私は不誠実であるというふうに思います。今のようなことを、ほかの先生方は御存じだったのでしょうか。知らなかったのは私だけでしょうか。

加えて、生活文化に戻りますけれども、なぜこれが今問題にされるのかということがや

っぱり分かりませんでしたが、パブコメを見て、氷解したんです。それはどういうことかといいますと、パブコメでは、無形文化財をぜひ置いてくださいという意見が幾つかありました。温泉文化も生活文化です、和装も生活文化です、日本酒も生活文化です、だからこれらも無形の対象にしてほしい、そういうものでした。

また、パブコメの中に、世界遺産に登録するには国の保護が条件であるという指摘するものがありました。気になりまして、ネットで確認しましたところ、茶道、盆栽、華道、書道、和装、日本酒、温泉文化、全て、ユネスコの無形遺産登録というのを目指するための活動を開始しているところでした。それを見て、なるほど、そういうことなのかと。ユネスコの無形遺産に登録するためには国が保護しているという形が必要であり、しかし、これらの文化的な活動はこれまでの制度では指定の対象にはなり得ない。そこで、無形の分野に登録の枠組みを作る方法が浮上したということが分かったわけです。

つまるところ、現代アート作品、今回、現代美術品に変わりましたが、現代美術品も、それから生活文化も、別の目的のための手段として文化財保護制度を利用しようとするための議論であるということを初めて了解したということでもあります。

このように、本質を隠した議論というのは、会議の進め方としては、非常に問題であると思います。とりわけ、置き去りにされた問題が極めて大きいからです。置き去りにされた問題について5つ、取りあえず私が考えていたことを指摘したいと思います。

まず、国際的な評価です。たたき台を見ますと、国際的な評価という言葉がたくさん出てきます。先ほど話をしましたテレビ番組に従いますと、国際的な評価、すなわち取引額です。登録の基準に、国際的な評価、すなわち市場価格、これを持ち込むものだとなれば、それは現代アートに限られない大きな問題になります。現代アートは投資の対象だそうです。ということは騰貴することあれば下落することもあるはずですが、しかも、テレビ番組では、批評家の評価が価格にかなり大きな影響を与えているという説明でした。そのような不安定な価値を文化財保護の評価軸に入れてよいのか。学術的、客観的な評価に基づき、評価が確立したものを対象としてきた、これまでの文化財保護行政の根幹にも関わる問題です。

また、この間、現代アート作品に関わり、登録美術品制度の税制改正に関わる詳細な議論が併行して行われていることを文化庁のサイトで見つけました。そこでは、作家が生存する作品の評価について議論がなされ、難しい課題があることが指摘されています。文化庁が有識者を集めてこのような検討を進めていたのであれば、せめて事務局からその内容を紹介いただくのが筋ではなかったでしょうか。

現代アートの特門家は、この委員会にお1人しかいらっしゃいません。その委員会において、現代美術、現代アートの適切な議論が行われるはずもなく、事務局の進め方、結論ありきのやり方は極めて問題だと思います。十分な議論が尽くされていない以上、本質的な議論が尽くされていない以上、現代アートの問題については棚上げするのが妥当というふうに考えます。

2点目です。現代アートはそもそも保護の対象となり得るのでしょうか。意見陳述に來られた画廊の方は、「位相一大地」という作品が流出をしたというふうで紹介されていました。その作品を見て、私は衝撃を受けました。大きな大きな土でできた円柱が屋外に立っていて、その前に、その円柱と同じ大きさの穴が空いています。展示が終われば壊すものです。保護するものは何でしょうか。そして、これが流出したというのはどういうことでしょうか。作品を再現する権利を外国の方が購入したということでしょうか。それは著作権なんでしょうか。文化財なんでしょうか。何なんでしょうか。それを見て、この会議においては、現代アート、もしくは現代美術品を話題にしながら、しかし、その対象が何なのかということが、そもそも論が全くなされていないということを痛感しました。

それからもう1点。国、文化庁に現代美術を扱える枠組みがあるのかという問題です。保護の対象を現代アートまで拡充する、現代美術まで拡張するということは、既存の文化財と異なる評価体系を設けることを意味します。先ほど申し上げたような作品が現代アートです。そのような現代アートは、現在の文化財と考え方に大きな差があります。存在しないものを文化財にどうしてできるのか、ちょっと私は古い人間ですので分からないです。絵画や彫刻といった体裁はとっていたとしても、戦後には、芸術は概念や思想を表現する手段に変化したようです。そういう芸術活動が世界的な広がりを見せている。新しいだけに評価の変動も大きいでしょうし、愛知のトリエンナーレではないですけども、政治的なメッセージを持つからこそ、歴史的に重要なものもあると思います。これを軽々に扱えば、文化財保護全体に大きな悪影響が及ぶことも懸念されます。

着実に保護や活用を進めていくためには専門家の役割が大きいと思いますけれども、失礼ながら、今の文化庁で事務局を務める調査官、それから審議する専門家、これは先ほど島谷先生から御指摘のあったところですけども、そういうものが存在しない。つまり、現代アート、現代美術を扱えるような枠組みが、正直申し上げまして、今の文化庁にはないというふうに言わざるを得ないと思います。

4点目です。

相続税対策としての制度改革として、~~その~~現代美術品を登録の対象とする場合、私は今博物館に勤めておりますけれども、非常に大きな問題が生じると感じました。なぜならば、相続税対策の条件に、博物館への寄託というのが挙げられているからです。日博協の調査によれば、多くの博物館・美術館の収蔵庫は不足しています。たたき台では、この現代美術に関わって、系統的、または網羅的に収集されたものというのを特に対象としているようです。こういうコレクションを新たに入れられる博物館がどれほどあるのか。うちの博物館は、既に2回、大型のコレクションを断っています。相続税を猶予してほしいから登録文化財にしてもらいました。しかし、寄託できる人とできない人が出てくる~~いる~~かもしれない。これは、税制上優遇されるか否かに関わります。お金が絡んでいますので、地方の博物館がややこしい問題に巻き込まれかねません。

そもそも、社会教育のための機関が税制優遇の手段として使われるのはいかなものかというふうな声も聞こえそうです。地方の博物館は今、観光振興などで、大変しんどい思いをしています。ここでさらにそういうややこしい問題、お金の絡むようなしんどい問題、そういうものに巻き込まれそうだということに対して、私はちょっと賛成をしかねます。

最後です。

これは、生活文化にも関わるんですけれども、パブコメで明らかになりました現場の混乱、これを企画調査会は直視すべきではないかというふうに思います。現代美術品にせよ、生活文化にせよ、肝腎の定義がなされていません。現場の混乱は必至です。パブコメでは、定義の曖昧さ、地方の混乱、負担の拡大を懸念する声が多く出ていました。登録制度と、記録選択をどんなふうに整理したらよいのか、現場の文化財の担当者の方、大変苦勞されると思います。現代アートは対象にできるでしょうか。対応できる方はどの程度いらっしゃるのでしょうか。

ほかにパブコメで気になったことは、何を華道とするのか、何を本物とするのかという問題提起がなされていたことです。これはつまり、文化財に登録することが、正当性や価値に直結していることを示します。

また、利益相反への注意もありました。いずれにしろ、慎重な議論を求めるものが少なくありませんでした。現場の混乱のみならず、保護行政全体への影響は甚大であるというふうに考えます。

飛騨市さんのように、文化財に対する理解の深い首長さんがいらっしゃったら、何の問題もないかもしれませんが、考古の専門家がワンオペで文化財行政を担当している

市町は少なくありません。ただでさえ地域計画で翻弄され、文化財所有者の経済的な苦境や担い手の後継者不足などへの対応を迫られているのに、現場にさらなる負担をかけることとなります。そもそも、美術市場の育成は文化振興に属する業務であり、都道府県や市町村は文化財保護法の下での文化財保護行政に現代美術品への対応が含まれるような想定はしていないと考えます。

とにかく、先ほど申し上げたような美術市場の活性化、あるいはユネスコの無形文化遺産に向けた登録文化財、登録ということ、そこが問題の本質であるにもかかわらず、それを隠蔽したまま、報告書を作るということは非常に大きな問題であるというふうに思います。

少なくとも事務局は、この報告書の中に、国の政策として、現代美術品については美術市場の活性化のための手段として登録文化財を利用したいと考えていること、生活文化については、ユネスコの無形文化財に登録する手段として登録文化財の制度を活用したい、まさに今の政治課題、政策課題ということを明記するべきだと思います。これによって、国が何を課題とし、何をしようとしているのかということが、多くの人に分かります。少なくとも私には分かりますし、パブコメで懸念を示した人たちも状況を理解することができます。

その上で、私の考えをお話しします。

【小島会長】 岩崎委員、すみません。その御意見は最後の総合討議でお願いします。ちょっと時間も超過しておりますし、議事を少し進めたいと思いますので。

【岩崎委員】 分かりました。そうしましたら、本質的な問題が隠されていたことについての事務局の考え、説明を聞きたいんですけれども、それも時間はないでしょうか。

【小島会長】 総合討議のほうにそれを回してもよろしいでしょうか。

【岩崎委員】 現代アートとは何か、現代美術品とは何か、生活文化とは何かということ国がどう考えているかという問題でもありますし、これは、総合討議のところでなされるべき議論でしょうか。

【小島会長】 岩崎委員からの御指摘を整理すると2つの内容になるんですが、1つは生活文化のその他の範囲ですね。それについては事務局のほうから御説明をしていただけたと思います。

現代アート作品、今回、現代美術作品というふうに用語の変更の御説明がありましたけれども、取りあえず、順次進めていくということで、まず御了解をいただきたいと思いま

す。大きな問題なんですけれども、御質問の内容は、委員の皆様、また、事務局の方々含めて、十分に共有されたと思います。総合討議の時間を最後に設けておりますし、場合によると時間の延長を皆様にもお諮りしなければなりませんので、現代美術作品についての内容は、岩崎委員、申し訳ないんですが、総合討議のほうでもう一度取り上げたいと思います。

事務局のほうで、生活文化のその他の範囲対象についての御指摘もありました。ユネスコのこととの関連も含めてなんですが、そこだけはまずお答えいただけますか。

【鍋島課長】      こちらのこれまでの説明が十分でなかったことは率直におわびしたいと思います。

生活文化につきましては、最初、お話もありましたようなこの文化芸術基本法の定義もありますけれども、多くは、茶道、華道、書道、そして食文化、その他の生活に関わる文化ということを生生活文化という形で考えております。中には、おっしゃられるように、ユネスコの世界無形文化遺産のほうを、これから考えられるような分野のものもあるかと思いますが、必ずしも、それだけが目標なものではありませんでして、従来からお話がありましたように、それぞれの方々が担ってこられた取組が、なかなか担い手の方々が不在になってきているとか、もしくは、今回のコロナの関係なんかで非常にそれがやりにくくなっているということで、今の段階で危機を感じていらっしゃるということを様々聞いておりましたものですから、そういったものも含めまして、今回は無形の文化財、無形の民俗文化財につきまして、現在は指定という制度しかないわけなんですけど、もう少しこの幅の広い柔軟な制度設計である登録というような制度をつくってみることで、様々なものが、場合によっては、条件が許せば、対象になってくる可能性があるのではないかということで、御議論をいただいていることだと思っております。

【島谷代理】      よろしいですか。

【小島会長】      お願いいたします。

【島谷代理】      今、岩崎先生がいろいろお話しいただいたようなことを、今日の委員会しか聞いてない傍聴者の方が見ると、非常に不適切な表現がされていたように私は思います。別に、事務局が隠蔽しているわけでも何でもなくて、事実を淡々と説明して下さっているというふうに理解しておりますし、私自身、現代アート、現代美術品、表現はどちらでもいいんですけれども、それについては、初回のとき、それから聞き取りのときに、一緒に生活文化とやるべきではなくて、税制等で考えるべきではないかというふうに、私

が間違いなく発言しております。お聞き漏らしかどうか分かりませんが。

それで、先生の誤認があるんじゃないかと思うんですけど、登録美術品制度というのがありますが、これは文化庁が許可をして、寄託博物館・美術館が決まったものにだけ、相続税に関して現金の次に考えられるというものでありまして、第1が現金であり、その次が、登録美術品になるということです。どこかが寄託押しつけられてそれを受けなきゃいけないというものでは全くありません。今の先生のお話だけをお聞きになられた傍聴者の方から聞いたら、文化庁は一緒になってから何か悪さをしているんじゃないかというふうな誤認を受けるおそれがあるので、あえて発言をさせていただきました。

以上です。

【岩崎委員】 すみません、税制のことに関してなんですけれども、流出の問題が当初より課題となっています。税制を優遇することが、何ゆえ流出をとどめることになるのかということを何回も聞いてきましたけれども、分かりやすい説明はありませんでした。先ほどお話ししたように、美術マーケット、それを日本につくりたいという、それイコール流出を防ぐということ、そうではないのでしょうか。そのことは、委員の先生方、皆さん御了解されていたのでしょうか。それも併せてお尋ねしたいと思います。

【島谷代理】 美術品のマーケットを日本につくるというのは、私はそういう可能性を期待するというような話を今日初めて聞きましたけれども、マーケットが日本にできようが、外国であろうが、その美術品に興味を持たれている方が外国の方であれば外国に流出するし、日本の人が興味があれば日本にとどまるということではないのでしょうか。現代アートに対しての文章をこう変えたらどうかという提案をしたのも、現代美術品の評価を、価値を共有するというふうに言いましたけれども、それが日本と外国において共有されるかどうかが一番大きなもので、日本人が評価しなかったら、当然外国に流出していきますので、そのところは、評価を認めた人しかそれを購入しないということになるので、マーケット云々というのは、日本にあらうが外国にあらうが同じことだろうと思うんです。

だから、とにかく現代美術品について、ほかのものと一緒にこれを論議していくのは時期早尚じゃないかという発言も、私、したと思いますので、そのところは誤解がないようにしたほうがいいんじゃないかなと思います。

【岩崎委員】 島谷先生の御意見は了解しました。不適切な発言があったことはおわびします。ただ、たたき台の中に現代アートの流出と書かれているんですね。島谷先生の御意見が全く生かされてないということになりますけれども、この点については、いかがで

しょうか。

【島谷代理】 それは各委員と協議をした上で、適切な報告書を作っていくということになろうと思いますので、別に現代アート市場に文化庁さんが流されてこれをやっているというふうに私は一切思っておりません。ほかの委員の先生はちょっと分かりませんけれども。

【岩崎委員】 もしそうであるとするならば、事務局をお願いをしたいんですけども、税制優遇がどういう点で流出を防ぐということにつながるのかという課題と、それから解決策、この関係について御説明をいただきたいと思います。これはここの部分での問題になろうかと思います。

【小島会長】 では、岩崎先生、この場での御質問はそこまでよろしいですか。

【岩崎委員】 はい、いいです。すみません、申し訳ないです。

【小島会長】 進行の都合もありますので、事務局、その点だけお答えください。それで次に進行したいと思います。

【鍋島課長】 説明が十分でなかった点は、まずおわびしたいと思いますけれども、今回の現代美術作品につきましては、これまでも御議論いただいておりますけれども、全てのものということではなくて、ある程度どういうものかというのは、「第2次世界大戦後の美術作品」とか、「原則として制作後50年を経過していない作品」というような言い方は、まずしている部分もありますし、また、お話もありましたように、海外に出て行くこと自体が悪いことではなくて、むしろそういったことは積極的に、文化芸術の振興の観点からも必要なことではあるわけですが、そういった作品を国内で実際に様々な展覧をしていく際に、どのようにしたらやりやすいのかという観点で、御議論もいただいていたのではないかと思います。そういった際に、税制的な優遇の問題が、課題があるというお話もヒアリングの場でもいただいておりますけれども、そういった税制の優遇の制度があれば、また少し状況が変わるのではないかとということで、今回、税制優遇も含めた、文化庁全体としての対応ということは諮ってきているところではあるんですが、今回、こちらの企画調査会の中では、全体としての御判断をいただかないといけないところは確かにあるんですが、どのようにそういった現代美術作品を守っていったらいいのかという観点でお話をいただければ、大変ありがたいなと思っております。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。

予定した時間を少し超過しておりまして、これから2の（3）のほうの審議に入ります。今、時間を見ますと、もう3時20分になりますので、この後2つの内容を20分ずつ続けてまいりますと、今日の調査会の終了時刻の4時になってしまいます。今の段階で総合討議をそれに加えるとする、16時を超過することになるんですが、進行上の確認もありますので、終了時刻を少し延長させていただくということを、ここで御了解いただけますでしょうか。いろいろ御予定もあると思いますし。

【島谷代理】 時間によりますが。私、フライトがあるので。

【小島会長】 分かりました。じゃ、一応予定どおり、この後は20分単位で進めて。

【島谷代理】 いや、20分に固執しなくても、早く終わったものは早く終わってもいいんじゃないですか。やっぱり討議するところ必要です。

【小島会長】 分かりました。では、目安としては20分の枠で進めてまいります、あと残り2つ大きな問題が残っておりますので、2の（3）地方公共団体における登録制度について、事務局の御説明をお願いいたします。

【鍋島課長】 そうしましたら、参考資料2、見え消し版のほうですが、12ページを御覧いただければと思います。（3）地方公共団体における登録制度、必要性というところがあります。これまで規定がないということをより分かりやすく、こちらは13ページの頭ですけど、改めて記述をしております。

それから、具体的な自治体の状況ですけれども、京都府、兵庫県というのがありましたけれども、大阪府さんも実態として持っていってやるのが分かりましたので、そういった事実関係の確認で、少しこの記述を変更しております。

それから、11行目の辺りでは、今回併せて地域計画、市町村の方々がつくられる地域計画のところを——すみません、こちらに換えさせていただくんですが、市町村の方々がつくられる30年の保護法の改正で、地域計画をつくるということを言っているわけでありまして、これも併せて御議論いただいているわけなんです、最新の数字として今、23の市町村になっているということがございます。

それから、13ページの22行目の辺りなんですが、御議論の中で、ないしは意見募集の中でも、地方の指定制度というのは非常に大事なものとあつて、それはあるんだけど、さらにこの登録制度をつくる意義のようなものをもう少し分かりやすく書いたらということで、このような表記をつけております。

それから、14ページ目のほうになりますけれども、「検討すべき論点」と前にあったとこ

ろについて3行ほど書いてあるのと、それから14ページの29行目の辺りですけれども、様々な自治体の方々に対する支援策ということで、国のほうからも検討する必要がありますし、自治体でも考える必要がありますけれども、検討いただく必要がありますが、財政支援なんかも含めた様々な支援策だということを少し書かせていただいています。

それから、15ページの6行目、7行目の辺りは、地方登録と国の登録というのは上下関係等があるわけではありませので、誤解がないようにこれは表現を整理しております。

それから、地方公共団体の体制充実という、14行目の辺りからのところなんですけれども、これは委員の方々だったり、また意見募集も出てきていますように、今回、特に登録、文化財のジャンルを少し広げていくことも検討いただいているわけなんです、そういうことをするに当たって、できるだけ幅広い方々からの人材確保、そして中長期的な視野で人材育成を進めていくことも必要だという御意見もいただいていますので、その辺りを追記しております。

それから、16ページの頭のほうになりますけれども、具体的なアイデアを15ページの最後のほうにもいただいています、このように、大学等の高等教育機関や、ヘリテージマネージャー、史料ネット等の文化財保護を支える団体、各種学会との幅広い連携を進めていくことが重要である」と、職員の方々以外の連携方策についても、少し明記をさせていただいたところです。

以上です。

【小島会長】      ありがとうございます。この地方公共団体における登録制度については、都竹委員、甲斐委員から積極的な御意見をこれまでいただいてまいりました。都竹委員、甲斐委員のほうから御質問や御意見等、さらにございますでしょうか。よろしく願いいたします。

【都竹委員】      飛騨市長の都竹です。よくまとめていただいております、特段意見はございません。

国の制度と地方の制度の上下関係みたいな話があって、15ページの6行目、7行目辺り、それに関することかというふうに思いますけれども、現実的には、確かに制度的には差はないということになるかと思うんですが、現実的にはやっぱり国の登録制度のほうで格上の扱われるのは、これはある意味で当然かなというふうに思っておりますので、別に削っていただくことに何ら異論はありませんけれども、現実的にはそういう扱いになってくると思いますし、国の登録制度を目指していくという流れに結果としてはなってくるの

かなということだけ申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

【小島会長】      ありがとうございます。続けていかがでしょうか。お願いします。

【甲斐委員】      甲斐でございます。よろしくお願いいたします。

この地方登録の件につきましては、今日御説明いただいています資料の8ページで、地方の指定制度との関係の30行目「地方公共団体の登録制度とどのようにすみ分けるのか」ということで、しっかりとすみ分けの必要性が書かれておりますので、それはありがたいと思っております。

私も、この会の中で、国の登録制度をつくるということと、地方の登録を推進するということが、その両方がうまくいくためには、やはりすみ分けは必要だということは何度も申し上げているところですが、今改めて申し上げたいのは、15ページですけれども、新たに付けられた脚注を拝見しながら、これまであまり思わなかったところですが、国と地方が上下関係にないというような御説明がありましたけれども、地方登録を国登録にする提案ができるということに違和感があります。地方で登録するものは、地方において必要なもので、そこで残していきたい、そういう文化財を登録するものであって、国が国として守るべき、国でなければ守れない登録制度とは異質なものだと思います。地方の登録が、国の登録になるという考えが少し違うのではないか感じました。ですので、また今後、専門調査会等で御検討いただく際に、参考にしていただければと思います。

以上です。

【小島会長】      甲斐委員、すみません、ちょっと最後が聞き取りにくかったんですが、具体的な検討内容ということになりますと、どういう内容になりますでしょうか。

【甲斐委員】      国の登録制度、それから地方の登録制度の差ですね、どう位置づけるのかということになると思います。国が本当に守らないといけないものは、国の指定でもいいのではないかと思いますし、国の登録文化財という制度の必要性というのを少し議論されたほうがいいのではないかと思ったところです。

【小島会長】      ありがとうございます。事務局、今の御指摘いかがでしょうか。さらに議論を加えるべきだという指摘がありました。

【鍋島課長】      そうですね。国の登録と、それから地方の登録ということにつきまして、具体的な制度を考えていく必要がありますので、その際に、今のいただいた御意見なんか

も参考に、また兵庫県をはじめとして、既に取り組んでいらっしゃる地方登録の取組をよく参考にしながら、こちらもよく考えていきたいと思います。

ありがとうございました。

【小島会長】 甲斐委員、今の御指摘は、具体的な検討内容としての追加内容を御指摘いただいたということによろしいでしょうか。

【甲斐委員】 はい。国の登録を根本から見直してほしいという意味ではございません。地方とのすみ分けというのをはっきりしてほしいという意味でございます。

【小島会長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。松田先生、まだ今日、御発言ありませんけど、いかがですか。

【松田委員】 わざわざありがとうございます。先ほど、岩崎委員より指摘がありましたように、いろいろな課題がある中で我々はどうのように報告書をまとめるかを考えているわけですが、地方公共団体における登録制度につきましては、基本的にあまり問題がなく、やるべきことが報告案に適切に示されていると思いました。

これまで地方では登録制度が文化財保護法の根拠や規定なく進められてきたという状況を考えるに、これを明確に法的に規定するというのは大事なことだと思っておりますので、それが今回、きっちり書き込まれているということはよいと考えております。

今のところは以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。

ほかに、委員の皆様の御意見や御指摘等ございますでしょうか。島谷先生、よろしいですか。

【島谷代理】 はい、結構です。

【小島会長】 分かりました。そうしました、この2の(3)については、さらに検討すべき内容ということの御指摘もいただきましたので、そのまま文書の中に組み込むかどうかはともかくとして、すみません、事務局と私、会長のほうに御一任いただければと思います。

では、少し急ぎますが、3のほうに進めてよろしいでしょうか。少しでも総合討議の時間を残したいと思っておりますので、御異議なければ3のほうに進めさせていただきます。よろしいですか。

では、3の今後の課題について、事務局のほうの御説明をお願いいたします。

【鍋島課長】 それでは、失礼いたします。参考資料2の見え消し版の16ページ、5行目

から「3. 今後に向けて」がありますので、御覧いただければと思います。ここの「今後に向けて」のところにつきましては、前回、初めて御議論を始めていただいたところですが、全く新しいものということよりは、今、御議論いただきました2番までのところを、改めてより大事なことを、国、地域の取組として期待されるようなことを、この委員会のメッセージとして、再整理をさせていただいているというような形になります。

そのような趣旨を4行ほど、「今後に向けて」のところにまず書かさせていただきました。現在、項目4つありますけれども、1番として、指定文化財の確実な保護。今回は、無形の文化財を中心とした登録のお話をいただいていることでもあるわけなんです。指定制度を補完する幅広い保護措置であるということではありますし、そもそもその指定制度を大事にしていく必要があるんだというお話も、これまでもいただいておりますので、それを書いた上で、国においては指定文化財の確実な保護を念頭に置きつつ、登録制度の積極的な運用を行っていくように求めたいと。

さらに追加したところとしまして、「その際、担当する文化庁の組織体制や文化財分科会の調査会等における審議体制について、よく検討していく必要がある」と。これは、先ほど来お話もいただいていますような、無形文化財、無形民俗文化財の関係でも、今後その具体的な登録の基準を御検討いただく必要がありますので、そういったことも当然ありますし、また、まだちょっと十分議論できないかもしれませんが、現代美術作品を中心としました美術工芸品の関係、これは有形文化財のほうになりますので、専門調査会で言いますと、第一専門調査会のほうになりますけれども、先ほど岩崎先生からもお話をいただきましたような、文化庁の体制でありましたり、分科会、専門調査会等の審議体制についてもさらに検討を、私たちとしても十分承って検討していく必要があると思っております。

(2) 地域の取組への期待というところですが、様々、地域の方々へのお話が出てきておりますけれども、「未指定の文化財を含めた調査・把握が不可欠」だと。市町村における地域計画の策定の取組、今、16から23というところまで行っていますけれども、「取組が進むことを期待したい」と。それから、「地域において適切に文化財として位置付けるなど、積極的な保存・活用の取組が進むことを期待したい」と。17ページの頭の2行ですけど、「また、このため、国においても、上記のような地域の積極的な取組を促すべく、財政的措置を含めた支援策を講じるよう求めたい」ということも入れさせていただいています。

3番が、生活文化等に関する調査等ということなんです。生活文化については、存続が危ぶまれるような状況、コロナのところでは非常に困難になっているということがあります。

ので、「ポストコロナを見据えた取組の実施が急がれる」と。国においては、ここはちょっと文書を再整理していますけど、「生活文化等の保存・活用に向けた調査」、これは文化庁長官調査ということで御紹介もしてきておりますけれども、概算要求、政府予算案の中でも、幾らかの一定の予算を今、認めていただいているところでもありますので、これを今後の国会等の御審議の中でもあります、速やかに実施していくということもありますし、「地方公共団体や担い手等によるポストコストにおける文化財の保存・活用を積極的に支援することを求めたい」と。

「なお、同様に、散逸・消滅が危ぶまれている、我が国の文化を体現する映画、漫画、アニメやゲームに関する資料など、近代以降の様々な文化の保護の在り方についても検討が求められる」と。これは意見募集の中でも、漫画、アニメ、ゲームとか、その他のほうにつきましても、先ほど岩崎委員から御紹介いただきましたが、御指摘をいただいているようなものなんかもありますので、生活文化全体にも関わりますけれども、文化庁の長官調査でありましたり、様々なやり方を含めまして、まずはどのような形になっているのか、それが新しくできるような無形の登録文化財だったり、無形民俗の登録文化財にふさわしい形になっていくのかどうか等々について、検討を進めていく必要があるということではないかと思います。

4番が、地域における体制の充実で、これは先ほど2の（3）のところでもお話があったように、体制の充実が不可欠であって、連携を図るとともに、文化財の保存・活用、支援団体等の活用とか、様々なやり方を期待したいということで、注記にも少し修正をしているところではあるんですが、こういったところがいただいた御意見、場所が必ずしも、いただいた御意見の中でこの中に入っていないものも幾らかありますけれども、今、このような形で整理をさせていただいております。

以上です。

【小島会長】      ありがとうございます。「今後に向けて」という最後のこの内容は、1と2の（1）から2の（3）にかけて議論してきた内容、私たちの調査会の報告書の内容について、専門調査会等に申し送る際の課題を明確にしておく、申し送り事項を明確にしておくというような意味合いが含まれております。

今ここに挙がっているのは4つの内容なんですが、むしろ総合討議をこの後行いますけれども、そこで上がってきたことも、「今後に向けて」ということで、さらに項目として加えていくようなことが出てくるかと思います。

この「今後に向けて」については、事務局のほうから御説明いただきましたけれども、むしろ今日のこの調査会を通して、新たに「今後に向けて」ということで加える内容が、ここにさらに検討すべき内容ということにもなっていくと思います。

「今後に向けて」ということで、(1) から (4) まで挙げていただきましたが、この内容について御意見や、さらに加筆すべき点等ございましたら御意見お寄せください。お願いいたします。

【松田委員】      どちらかというと、書きぶりの話になるかなと思うのですが、(2) には「地域の取組への期待」と書いてあって、(4) には「地域における体制の充実」となっております。すなわち、(2) と (4) が地域の話なんですけど、(2) と (4) がどう違うかというと、もともとは (2) は地域の取組への期待で、(4) はどちらかというと、地域への体制を国が支援するという話だったと思うのですが、(2) の最後のところに国の支援策が入ったことによって、この (2) と (4) の差別化が少し不明瞭になったかなという気がします。この (4) は (3) に上げるなどして、地域は地域だけで固めたほうが良いと思いました。書きぶりの話ですが、そのように気づいたので申し上げた次第です。

以上です。

【小島会長】      ありがとうございます。具体的な御提案をいただきました事務局、いかがでしょうか。

【鍋島課長】      もともと考えていたところは、松田委員おっしゃったとおりでもありますので、ちょっと長くなっちゃうかもしれないんですけど、地域の方々への期待ということで、(2) と (4) を少し、(4) を (2) のほうに移してみるというような形で、少し文書が重なるところもあるかもしれませんが、整理をさせていただきたいと思います。

【小島会長】      ありがとうございます。検討を進めていただくということでよろしいでしょうか。お願いいたします。

【島谷代理】      今の方針に私も賛成いたします。地方が分かれているのは、私も気になっておりましたので。

3番のところの下側の段落に書かれていますが、映画、漫画、アニメやゲームに関する資料というのが散逸・消滅が危ぶまれているかどうかというのは、ちょっと懸念というか、違うような気がするので、「散逸・消滅が危ぶまれている」というのは取ってしまったほうがいいんじゃないかなというふうにちょっと思いました。今、それこそ、「鬼滅の刃」をはじめ、アニメとかってというのは非常に注目されている分野で、それをどう保護するかどうか

かは別にしておいて、それが消滅の状況にあるかどうかというのは、もし係るとするならば、そんなこと言っちゃいけませんけど、映画とか、古い映画に関してのフィルムの保存とかということにあるのかも分かりませんので、この修飾語に関しては取ってもいいかなというのが素直な意見です。

【岩崎委員】 すみません、今のことに関わってよろしいでしょうか。

【小島会長】 お願いします。

【岩崎委員】 「今後に向けて」は、1項、「近現代資料の保護行政の充実」というのをに入れていただければというふうに思っています。今、島谷先生から言及のありましたアニメとかゲームというのもそれに入ってくるかと思うんですけれども、現代アート、現代美術品と同様、アニメのセル画とか、例えば手塚治虫の原画とかがかなり高額で取引されています。そしてそれが海外に流出をしています。アニメの会社なんかが自分で資料館を造って、流出しないよう努力をしていたりとかいうこともあります。私たちはそういうものを、大衆文化ということで見落としがちなんですけれども、戦後の日本の文化を支えてきた非常に貴重な文化財になりつつあると思いますので、そういう問題を考えていく必要があるだろうと考えます。

それから、今回の報告書への意見を書こうと思って調べたら、絵画の重要文化財指定は1940年代までで、それ以降は進んでいないんですね。また、平成8年に文化庁で近代資料の問題が議論されてから、歴史資料の枠組みが作られましたけれども、美術、芸術の分野については立ち後れているということが印象としてあります。前近代については調査官が歴史、美術と分かれています。しかし、近現代については明確にそういうものが置かれていない。ですので、近現代資料について芸術文化の調査官を増強するということも含めて、近現代資料の保護、行政の充実ということを1項立てていただければと思います。

【小島会長】 事務局、御提案がございましたが、いかがでしょうか。

【鍋島課長】 先ほどちょっと御紹介しましたように、17ページの(3)の生活文化等に関する調査等の下に、映画、漫画、アニメやゲームに関する資料の検討と書かせていただいたんですが、場所がここでいいのかということと、それから今、岩崎先生がおっしゃられたようなもう少し広い意味で書けるかどうか、少し相談してみたいと思います。

【小島会長】 分かりました。岩崎先生の今の御提案については、事務局、庁内でのすり合わせも必要な内容かと思しますので、事務局のほうで検討を進めていただいて、会長一任で、さらに追加の案を御提示するというところで進めさせていただいてよろしいでしょ

うか。この場でちょっとなかなか結論が出ない内容だと思いますので、岩崎先生、そういう形でよろしいですか。

【岩崎委員】 はい、よろしいです。

それから、あともう一点。今後に向けての（1）、最後の二、三行を追加していただきまして、これについては先生方からも出ているとおり大変重要な事柄であると思います。つまり文化庁の組織体制、それから専門調査会等の体制をつくるということですね。とりわけ今後のことを考えるときに、専門調査会をもう一つ増やす、つまり第6専門調査会を設置するということをぜひ御検討いただきたい。

第6専門調査会というのは、先ほどお話ししましたように、今後の文化財行政には、政策的な課題の要請に応じて現代文化を保護・育成していくということが入ってくるんだろうと思います。そういう問題を専門に取り扱う第6専門調査会を設置することによって、既存の文化財制度はそのままだ、新しい課題、生活文化をどうするのかとか、現代アートをどうするのかとか、そういうことを専門に考える。そうすることによって従来の在り方と併存ができると思うんです。今後、他の新しいニーズが出てきたときにも、この第6専門調査会で議論をすることができます。このことは、イコール担当の調査官を増やすということでもあります。現代美術は非常に難しい分野だと思いますし、そうした体制を整備することによって、よりよい通時代的な文化財保護行政を行える体制ができるのではないかと、そんなふうに思います。

【小島会長】 ありがとうございます。総合討議の内容にもまたその内容が加わってくるかと思えます。

今後に向けて、御発言をいただいてない先生方、委員の方もいらっしゃるんですが、御意見ございますか。

【都竹委員】 すみません、1ついいですか。

【小島会長】 お願いいたします。

【都竹委員】 先ほど御質問のあった（2）地域の取組なんです。これは修文ということじゃなくて、1つ申し上げておきたいことで、申し送りということになるんですが、（2）の最後に財政的措置というのがあります。これは課題が2つあって、人件費に対する財政的措置と、その保存価値の、特に活用に関する取組に対する財政措置の2つあると思います。

で、人件費が、まさしく人材の確保とか財政の確保に関する体制措置になります。その活用のほうは、やはり地方創生のそのもののようなものですから、交付金の予算なり措置

の考え方によって変わってくると思うんですが、地域への措置だけは、これはなかなかそういうふうには時限的に出てくるものでなくて、こういったものについては地方交付税とかでしっかり措置をするというようなことになっていく必要があると思います。

文章の修文はもう要らないですが、最終的に申し送っていくときに、申し伝えていただくようなことをお願いしたいと思います。

以上です。

【小島会長】 タイムラグが少しあるようなんですが、事務局、きちんと記録取れてますか。議事録を起こす際、大丈夫でしょうか。

【鍋島課長】 恐らく、今、市長さんがおっしゃってくださったのは、自治体に対する財政支援の中で、ちょっと私が理解した分ですが、体制整備のところと、それからその活用のところで、活用のところは地方創生の交付金等が十分活用可能ではないかと。体制整備も含めたところについては、前もお話しいただいたかもしれませんが、地方財政措置等が考えられるんじゃないかということかなと思いますので、ちょっと今すぐできることとできないことと、もう少し検討が必要な部分ありますけれども、地方登録の制度を中心に、どのような形ができるのかということを引き続き自治体の方ともよく相談しながら検討していきたいと思います。

【小島会長】 よろしいでしょうか。

【都竹委員】 はい。結構でございます。

【小島会長】 ありがとうございます。

今後に向けて、さらに御発言ございますか。

よろしいでしょうか。ちょっと進行がうまくいかず、御迷惑おかけいたしました。もう残り時間10分ほどなんですが、岩崎委員からも大きな御質問というか御提案等もございましたので、もう少しだけ、ちょっと時間を10分程度延ばしていただくことは大丈夫でしょうか。

では、できれば4時5分までぐらいを目安に総合討議を行いたいと思います。それぞれのブロックで御指摘のあった字句の訂正等については、一部この場で確認したこともございますし、訂正内容については恐れ入りますが会長一任で、もう一度整理したものを御準備いたしますので、委員の先生方にその内容を御確認いただくということで進めさせていただきたいと思います。事務的にはそういった流れで、まず、よろしいでしょうか。

その上でなんですが、やはりたくさんいろんな問題が出てまいりました。今回のこの企

画調査会の報告書、副題をつけることになりましたけれども、この企画調査会の報告書の論点は一体何なのかということをやより明確にするための副題を事務局で準備していただきました。その副題が「無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設に向けて」ということで、従来の文化財保護行政の制度に新たな制度を加えていくことを副題といたしました。文化財としての対象を広げていくというのは議論の中には含まれているんですが、やはりいろいろまだ検討すべき内容が多く含まれておりますので、私のほうにもこの御相談があったんですが、今日、副題案として、「無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設に向けて」と提示いたしました。最初にこの点についての御説明をしておくべきだったと思うんですが、それぞれ4つのブロックで検討していただいた内容を元にして、最後にこの副題について御意見をいただくほうが建設的かなということで、こういう手順になりました。

報告書の副題について、いかがでしょうか。無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度に関する議論というのは、確かに課題がたくさん残っておりますし、専門調査会等さらに議論を深めていただくことがたくさん残っているんですが、この企画調査会としては、方向づけとしてはこういう形で検討していただきたいという内容が、ある程度議論を尽くせたかなと考えております。それを前提にして、この副題を案として提示いたしました。

この副題について、いかがでしょうか。御意見ありましたらお願いいたします。

島谷先生、いかがですか。

【島谷代理】 必ずしもこれだけを討議したわけではないんですが、象徴的なものとしてこの名称を出すということで、これを提示されたものだというふうに理解して、このほかにも進めていただけると認識しておりますので、それでいいんじゃないかと私は思っております。

【小島会長】 ありがとうございます。確かに全部並べしまうと物すごい長い副題になるんですけれども、主要な論点として、まず、新たに創設という言葉も使いましたので、副題の趣旨、意図とするとこういう形に整理したほうがいいかなというのが、事務局で考えていただいた意図なんです。

企画調査会の報告書の副題の案については、よろしいでしょうか。

滝先生、よろしいですか。

【滝代理】 はい。賛成です。

【小島会長】 ありがとうございます。

それでは、報告書の副題については御了解いただきました。

【鍋島課長】 はい。

【小島会長】 それぞれの内容なんですが、ちょっと事務的に振り返ることも含めて整理していきたいと思います。1の文化財を取り巻く現状と課題については、字句の訂正等の御指摘はありましたけども、大方の了解を得られたと思います。さらに御意見等ございますでしょうか。

【岩崎委員】 よろしいでしょうか。

【小島会長】 お願いします。

【岩崎委員】 税制の優遇措置ということについては現代アートのところにぜひ入れていただきたいんですけども、そうでないと文化財の保護行政に関わっていらっしゃる方が、何でこれが今課題になっているのかというのが分からないと思いますので。

【小島会長】 事務局、いかがでしょうか。

【鍋島課長】 そうですね、ちょっとここは考えさせていただければと思います。

【小島会長】 これについては事務局でさらに検討を続けていただくことにいたします。会長一任ということで。

【岩崎委員】 はい。お願いします。

【小島会長】 お願いいたします。

事務局から訂正内容の確認資料が届きましたので、確認してまいります。

文化財を取り巻く現状と課題の、(1) 現状、1ページのところですが、ここでは、道の文化のことについての議論がございました。道の文化の表記については、事務局でさらに検討を加えるということです。

続いて、2ページ目の(2) 課題ですが、1行目、「以上の現状認識を踏まえ、企画調査会においては」の後です。『道の文化』等の」をトルツメといたします。1については、道の文化についての表記をもう一度整理し直すということが事務局に与えられた課題です。

1の内容について、さらに御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。では進めてまいります。

2の(1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度についてです。これについては、事務局で訂正等の連絡が今来ましたが、3ページ目の本文の下から3行目です。

すみません、これは今、資料3の訂正版のほうで今、ページを申し上げて説明をしております。混乱させて申し訳ありません。

3ページ目の、本文の下から3行目です。「専門的審議に必要な学術的調査の蓄積が十分要る」というのを、「十分必要であることや」と訂正いたします。これは、先ほどこの場でも確認をしたことです。

2の（1）無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について、さらに御意見等ございますでしょうか。

ここでは、専門調査会等でさらに具体的な作業を進めていただくことを文言として加えていただいたことに対しての評価等の御意見もございました。具体的な方策の内容については、ア、イ、ウと分けて記述していただいております。

齊藤委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

【齊藤委員】 はい。

【小島会長】 では、2の（1）については以上でよろしいでしょうか。もちろん、また会議の後に御意見等あれば事務局のほうにお送りいただきたいんですが、一応この場での確認ということでは、次に進めさせていただきます。

続いて、2の（2）多様な文化財の保存・活用についてです。現代アートについては現代美術作品というふうにタイトルを変える御提案もございました。これも事務局からの御提案ですので、「現代アート作品」を「現代美術作品」に変えてよろしいかということについて、いかがでしょうか。

児島委員、お願いいたします。

【児島委員】 現代美術作品というタイトルの下に、「現代アートとも称される作品を含む第2次世界大戦後の美術作品」とあって、それを「(以下、「現代美術作品」という。)」と書かれていますが、ここにまたあえて現代アートという言葉を入れると混乱するのではないかと思います。

こちらの資料、見え消し版ですと10ページの一番下のほうで、訂正版だと8ページでしょうか。ここについては、「現代アートとも称される作品を含む」という部分はあえてここに入れずに、今までの2行目から始まります「原則として制作後50年を経過していない作品については、これまで文化財保護法に基づく保存・活用の対象とはされてこなかった」というところから始めて、次の「これらの現代美術作品」というところを「第2次世界大戦後の美術作品（以下、「現代美術作品」という。）の中には」というふうに続けたほうが、整合性が取れるのではないかなと考えておりました。

それと、現代美術の定義について議論が尽くされていないという御指摘もありましたけ

れども、私自身も、現代美術のみをここで取り上げて、その間といいますか、近代の作品が抜け落ちてしまうということについては疑問を持っております。そこで、現代美術作品と言っておりますけれども、例えば20世紀以降に製作された作品というような……、このタイトルにどう入れるかというのを第5回目の会議で初めて御提案するというのもなかなか難しいものかとは思いますが、現代美術作品だけでなく、20世紀以降に制作された美術作品ということが、製作後50年を経過していない作品というところできちんと含まれているようにしていくべきではないかというふうに考えました。

それから、この現代美術作品の保護を図る、あるいは保護の網をかけていくというような文言が次に出てくるんですけれども、これはパブコメにもありましたけれども、確かに現代美術というのはなかなかその保護の対象としては難しい点がある。現代美術の振興という考え方とは時に相反する部分が出てくるというのは事実であると私も思います。現代美術というのは既成概念や固定された価値基準に対して疑問を投げかけたり、新しい視点、異なる価値観をもたらす、そういったコンセプトが含まれているものでありまして、その時代を反映する、社会を反映して時代精神を反映する、そういうものが現代美術であるというふうに、私の個人的な定義ではありますが考えておりますので、その「保護」という観点とちょっと矛盾が出てくるというのはどうしても否めないというふうに思います。

岩崎委員の御指摘のように、なかなか保護しにくい、絵画、彫刻といったジャンルにとどまらないものがありますので、難しい点があります。ですが、残す方策を今講じなければ、後世で、あのとき無策だったためにこの時代の美術が残っていないという事態を引き起こしてしまうのではないかと懸念をしています。この報告書に関しては、こちらを提案させていただきたいと思っておりました。

そして、岩崎委員の御発言の中で、現代アートというのは投資の対象だそうなんですというふうにありましたけれども、今、確かにそういう流れもありますし、投資の対象として作品を買っている方たちもいるのは事実なんですけれども、もちろんそれだけではありませぬので、その点はちょっと発言をしておきたいと思います。

【小島会長】      ありがとうございました。

【岩崎委員】      すみません、今のことなんですけど、見え消し版の8ページから9ページなんですけど、保護の対象を拡張するということは既存の文化財と異なる評価体系を設けるということを意味します。私が言いたかったのは、現在の政策に必要で、文化財を利用していかなきゃいけないという場面は出てくると思うんですよ。しかしだからといって、既

にある既存の基準や制度を動かす必要はないだろうと思います。併存させる方法があるはずですので、アとウのところには、にわかに文章は浮かびませんが、既存の基準を阻害しないように、各ジャンルにおける評価軸がぶれないように、既存の制度は維持しながら、別枠として新しいニーズに対応できるような枠組みを作っていく、そういう内容を入れていただきたいというふうに思います。

【小島会長】     ありがとうございました。岩崎委員からは、このことについては4つ、いろんな具体的な御指摘をいただいております。これについては、法体系の整備等の整合性等を含めて、少し事務局のほうで整理をしていただく事柄がたくさん含まれておりますので、岩崎委員からの、先ほどの御指摘のあった4点と、今の内容については事務局のほうで早急に確認、調整をしていただいて、これも会長一任で資料をもう一度整理するようにいたします。時間的な制約もございますので、岩崎委員、そういう形で再度提示いたしますのでよろしいでしょうか。

【岩崎委員】     よろしく願いいたします。

【小島会長】     ありがとうございます。あと、ここについては字句の訂正が幾つかあったんですけども、事務局のほうで記録されておりますので、これは省かせていただきます。間もなく4時10分になってしまいますので、2-3の地方公共団体における登録制度について、さらに御指摘等ございますでしょうか。幾つかの御提案がありましたので、これも事務局のほうで文章としてそこに組み込んでいくか、今後に向けてというところで組み込んでいくか、さらに検討していただければと思います。2-3、地方公共団体における登録制度について、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今後に向けてなんですが、岩崎委員のほうから御提案や御意見があった内容等を整理していくことで、今後に向けての内容が少し変更になっていくことになると思います。また、それに関連する御意見もいただいておりますので、今後に向けてというところも、少し地方の問題を整理するとか、大幅に手直しをする、あるいは加筆する内容が出てくると思いますので、これも大変恐縮ですけれども会長一任で、事務局のほうと調整をさせていただくということでお願いをしたいと思います。限られた時間で十分な議論が尽くせないんですけれども、事務局と、あと、私のほうで責任持って整理をもう一度いたします。今後に向けてというような、ここに出たいろんな課題も含めて、各専門調査会等にこれを検討していただく上での課題をより明確にできるように整理をしていきたいと思います。

以上、時間が 10 分ほど超過する中で大急ぎで整理をしてきたんですけれども、島谷先生、最後に何かおまとめいただけますか。

【島谷代理】 短時間で非常に丁寧にまとめていただいて感謝しております。岩崎先生からの懸念の指摘もありましたけれども、全て文化財を保護、それから活用していこうという表れかと理解しておりますので、前向きに一步一步を進んでいくことが必要だと思っておりますので、引き続き御参加いただいた各委員とか、事務局の方々をはじめ、文化庁の方にもよろしくお願ひしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

【小島会長】 どうもありがとうございました。滝委員、最後、いかがでしょうか。

【滝代理】 丁寧な分科会、大変勉強になりました。最後に 1 つだけ、漫画のことに關して触れさせていただきます。ずっと、私はパブリックアートを全国に設置してきた関係で、漫画家の方々ともお付き合いがあります。秋田県の横手市に、漫画家の矢口高雄さんの肝いりで漫画美術館が出来、ここには手塚治虫など主要な日本の漫画家の作品が集まっております。矢口さんの努力で、散逸されかかった原画や資料も収集され、大英博物館にも高く評価されていると聞いています。私も何度が訪れていますが、大変すばらしい。漫画は世界に誇る日本のポップカルチャーで、委員の皆さまにもぜひ見ていただきたいと思っています。

どうもありがとうございました。

【小島会長】 ありがとうございました。閉会の前に、今里次長、一言御挨拶いただけますでしょうか。

【今里次長】 各委員の皆様には、大変お忙しい中、本企画調査会の委員といたしまして、10 月から本日までの間、非常に短期間に、集中的に 5 回の会議で活発に御議論いただきまして大変ありがとうございました。

国民の貴重な財産である文化財は、議論を重ねてまいりましたように、担い手の不在ですとか、昨今のコロナ禍、保存・活用が非常に厳しくなっているという状況にあると。今回の企画調査会報告書としておまとめいただくものの副題は、先ほどここに書かれていることだけではなくて、1 つの大きなものである、これに限らないというお話がございましたけれども、無形の文化財、無形の民俗文化財の登録制度の創設、それから、多様な文化財の保存活用の方法、さらには地方公共団体における登録制度、こういったものの制度化、こういったことについての方向性を打ち出させていただきました。私ども文化庁といた

しましても、報告書が会長一任という形で取りまとまるということでございますけれども、これを受けまして、制度の創設への準備ですとか、地方公共団体の方々とも、これを共有して、意見交換をし、様々な支援策の具体的な詰めを行っていきたい、速やかにしっかり詰めてまいりたいと考えてございます。

本企画調査会としては本日で最後となりますけれども、その先に申し送るという言葉が何度も出てまいりましたけれども、制度創設に関するより具体的な審議はほかの場に移ってまいります。今後ともアドバイスをいただくなど、引き続き、御指導よろしくお願ひしたいと考えてございます。本日はありがとうございました。

【小島会長】 竹内委員、鍋島委員には御発言の機会がございませんでしたけれども、また、この件について御意見等ございましたら事務局のほうにお寄せください。

時間が大変超過してしまって申し訳ありませんでした。進行の不手際をおわびいたします。

事務局から、今後のスケジュールについて御説明をお願いいたします。

【鍋島課長】 それでは手短かにきたいと思います。

委員の方に、先ほどパブリックコメントの意見募集の関係の机上資料をお配りしているんですが、一番最後のページに今後の進め方（案）というのを入れさせていただいています。今日、様々御意見もいただきました。会長にまとめていただきましたように、少し整理をして、もう一回皆様に確認いただけるような場を設けたいと思いますし、そういった作業というか、手順を踏みますので、本日会長御一任はいただきましたけれども、なかなか年内というのは難しいと思いますので、来年にはなりますが、1月のできるだけ速やかに案をまとめていただけるような形に努力してまいりたいと思います。

その際、もう中身には入りませんが、参考資料3とか4のほうにも入れさせていただいたんですが、せっかくおまとめいただきましたし、これまで御議論もいただいていますので、簡単な概要でありましたり、また、これまで御説明したような、何しろ今回初めて出させていただく資料も中にはありますけれども、データ集のようなものを入れておりますので、もしこちらの辺りも何かお気づきの点がありましたら、年内ぐらいで構いませんので、私のほうにお申し出いただきましたら、さらにこれも工夫して、全体としてまとめていただくようなものにしてみたいと思います。

ありがとうございました。

【小島会長】 それでは、予定の時刻を大分超過してしまいまして本当に申し訳ありま

せんでした。少しまだ課題が残りましたが、何とか予定した5回で私たちの責務はある程度果たせる内容までたどりつけたかなと思います。夜遅くまで毎回事務局の方々は資料を作っていて、詳細な資料をお送りいただいて、本当にありがとうございました。

また、今日まで5回の委員会で積極的な御意見をいただいた委員の皆様にも、併せてお礼を申し上げます。

最後に、私のほうで本当につたない進行で毎回超過をしてしまって大変御迷惑をおかけいたしました。本当にいろいろとありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上で閉会いたします。

—— 了 ——